

生涯を通じた支援体制の整備

評価欄について
 a 完全に達成・終了したもの
 b 具体的に取り組んでおり、今後も継続して推進するもの（数値目標を達成しているものには）
 c 本実施に向けた準備段階にあるもの
 d 未着手のもの
 - 他事業に統合等を行ったもの

1 相談システムの構築

(1) 行政、民間の連携による相談体制の確立

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況（左欄は18年度時点での状況）	平成23年度の取組み	備考
1	58	高齢者・障害者相談コーナー充実事業	窓口職員のレベルアップを図るため、高齢者・障害者相談コーナー職員の研修の充実を図るほか、福岡県主催の相談支援従事者研修に職員を派遣する。	b	継続実施	研修会の開催、相談支援従事者研修会への派遣 H18相談件数 108,621件 2ヶ月に1度の定期的な係長会議の開催、職員の研修派遣を実施。 区の窓口業務が忙しく、なかなか研修に参加できない等の課題がある。 平成18年度の相談件数 108,621件 平成19年度の相談件数 105,468件 平成20年度の相談件数 119,629件 平成21年度の相談件数 118,386件 平成22年度の相談件数 112,470件	区の組織改正により、保健福祉相談コーナーから高齢者・障害者相談コーナーに名称変更。 これまでと同様、定期的な係長会議を開催する他、研修派遣については、研修内容を吟味し、必要性が高いもののみ参加する。	
2	58	障害者相談支援事業	障害者の自立と社会参加を促進するため、市内に居住する在宅の障害者や家族などからの様々な相談対応、情報提供や各種機関の紹介、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活能力の向上の支援などを総合的に行う。	b	継続実施	障害者地域生活支援センター、総合療育センター地域支援室にて実施（H19:10,166件、H20:11,290件、H21:11,140件、H22:13,381件） 相談に訪れる障害者の相談内容が多様多様になっており、ニーズを的確に把握し、最適な支援を実施する上で対応職員の人数、知識・経験を充実させていく必要がある。 また、本事業以外で専門的な相談（居住サポートなど）を受けている機関との兼ね合いや、相談窓口の利便性向上が必要である。	地域における相談支援体制の強化を図るため、平成24年度以降に総合的な基幹相談支援センターを設置し、出前主義を基本として障害者のあらゆる相談に対応できる体制づくりを行うため、新たな相談支援体制の構築について検討。	
3	59	ピアカウンセリング事業	同じ障害や問題を抱える障害者が、仲間の立場から日常的に相談を受けることにより、精神的なサポート等を行う。	b	5ヶ所実施	現在、身体障害、聴覚障害、精神障害、薬物依存を担当する四団体へ委託を実施している（H20:630件、H21:891件、H22:912件） ピアカウンセリングをより多くの障害者へ認識してもらうため、周知活動が必要。また、必要があれば新たな分野を担当する団体の追加も考えられる。	これまでと同様、身体障害、聴覚障害、精神障害、薬物依存を担当する四団体へ事業を委託し実施する。 平成23年度に検討する新たな障害者相談支援体制の構築の中で、今後の事業実施の方向性についても検討する。	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度の取組み	備考	
4	59	発達障害者支援センターの充実	自閉症等の特性から生じる生活不応や家族への負担などの対応に苦慮している本人や家族などの相談に応じるため、発達障害者支援センターにおいて、幼児期から成人期に到るまでの一貫性を重視した、療育・就学・就労などの支援や助言を行うとともに、関係機関に対して必要な情報提供などを行う。また、発達障害者数や施策の拡大などを考慮しながら、支援センターの拡充について、検討を行う。	b	1ヶ所実施(拡充検討)	1ヶ所設置 相談延べ件数: 2,028件	発達障害の相談件数の伸びに対応するため、支援センターの拡充について平成18年度以降検討を重ね、平成22年4月に発達障害者支援センター西部分所を小池学園内に設置した(平成21年度相談延べ件数:3,050件。平成22年度:3,227件。うち西部分所434件)今後、発達障害の診断や相談体制等を強化するため、つばさと医療機関等の連携を充実する必要がある。	つばさと医療機関等との連携を図りながら相談支援を実施する。	
5	59	出張所における保健福祉相談事業	市民サービスの向上を図るため、曾根、折尾、八幡南出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉等に関する相談対応や、申請書の受付を行う。	b	継続実施	出張所(曾根、折尾、八幡南)実施 相談延べ件数: 16,033件	曾根、折尾、八幡南出張所に相談員2名を配置 相談件数 平成18年度 16,033件 平成19年度 16,973件 平成20年度 18,409件 平成21年度 18,656件 平成22年度 18,644件	高齢者等のサービスの向上を図るため、曾根、八幡南、折尾出張所の保健福祉相談窓口において、高齢者福祉、福祉医療、障害者福祉などに関する相談対応や申請書の受付を行う。	
6	60	障害児等療育支援事業	在宅障害児(者)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、障害児施設の療育機能の充実を図るとともに、障害児(者)の福祉の向上を図る。	b ○	5ヶ所実施	実施施設 5ヶ所	22年度までは5か所(光の子学園、引野ひまわり学園、到津ひまわり学園、若松ひまわり学園、総合療育センター)で実施。 相談件数 H18: 8,026件 H19: 8,337件 H20: 8,846件 H21: 8,119件 H22: 8,996件	委託団体に「小池学園児童部」と、「北方ひまわり学園」を追加(5か所⇒7か所)し、外来療育指導事業の支援施設の充実化を図る。	
7	60	身体・知的障害者相談員の養成	障害者の地域活動、関係機関の取組みを推進するため、身体・知的障害者の相談対応に必要な指導・援助の担い手となる身体・知的障害者相談員を養成する。	b	相談員数 86人	相談員数 72人 (身体38人、知的34人)	身体障害者相談員:38人 知的障害者相談員:34人 合計:72人(H22年度) 相談件数 平成19年度:591件 平成20年度:455件 平成21年度:477件 平成22年度:502件 相談員が伸び悩んでいるため、周知活動の活発化が求められる。	2年の任期が今年度満了するため、年度末に新たな相談員の委嘱を実施する。 平成23年度に検討する新たな障害者相談支援体制の構築の中で、今後の事業実施の方向性についても検討する。	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の取組み	備考
8	60	知的障害者生活支援事業	地域で単身生活をしている知的障害者の生活上の相談に応じ、助言を与えるなど地域生活に必要な支援を行うため、知的障害者通勤寮に知的障害者生活支援センターを設置する。	b	1か所実施	きく通勤寮に設置	きく通勤寮に知的障害者生活支援センターを設置し、就労している単身の知的障害者に対し、生活上の相談に応じ助言を行うなどの支援を実施した。 平成19年8月に、本市における就業支援の拠点として「北九州障害者しごとサポートセンター」を開設しているため、きく通勤寮を中心に対象を知的障害者に限定した当センター(平成11年4月開設)の位置付けを整理する必要がある。	平成24年度の事業廃止に向けて、当年度中に現利用者の今後の支援のあり方について「北九州障害者しごとサポートセンター」を中心に検討し対応する。	
9	61	精神保健福祉に関する教育研修	精神障害者支援の質の向上を図るとともに、地域における支援のネットワークの構築を図るため、社会復帰施設をはじめ、小規模共同作業所、病院など地域における支援者及び精神保健福祉業務に関わる行政職員を対象に、精神障害についての知識や対応方法などの研修を行う。	b	継続実施	初任者研修、専門研修の実施	精神保健福祉センターにより、精神保健福祉業務に従事する支援者を対象に、精神保健福祉基礎研修及び専門研修を実施した。 精神保健福祉基礎研修:平成18年度から「精神保健福祉行政職員研修」「精神保健福祉基礎研修」を一緒に開催する形とし、「精神保健福祉基礎研修」として開催した。 精神保健福祉専門研修:その時々の特ピックや重要と考えられる話題をテーマにし、4～5回シリーズで実施した。	精神保健福祉基礎研修 (平成23年5月20、21日実施 参加者数延142名) 精神保健福祉専門研修 (4回実施 参加者数延322名)	
10	36	障害のある人への情報提供の促進	地域にある身近な障害者施設や障害福祉サービス事業所等において、福祉サービスや市からのお知らせなどの情報を気軽に得ることのできる仕組みを作りを行う。 施設や在宅サービス事業所における情報提供やインターネットを活用した、ホームページやメールマガジンによる定期的な情報の提供を検討する。	b	定期的情報提供等の検討		保健福祉行政に関する制度やお知らせ、イベント情報等を収集し、発信するホームページ(北九州市障害者情報センター)により、障害者への情報提供を図った。	今後とも北九州市障害者情報センター(ホームページ)の内容を充実させるとともに、各種情報をリアルタイムに発信できるよう運用を図る。	

生涯を通じた支援体制の整備

1 相談システムの構築

(2) ケアマネジメントの適切な実施

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の取組み	備考
11	61	北九州市障害者自立支援協議会の設置	地域の関係機関によるネットワークの構築や解決が困難な事例への対応のあり方等に関して、行政と民間が協議や連携を進めるための場を設置する。	○ ^b	1ヶ所		平成19年度に設置。 毎月の定例支援会議をはじめ、部会、事務局会議等定例的に実施している。 各関係機関の情報共有はできているものの、ネットワークの構築が今後の課題である。	自立支援協議会の再編作業を実施し、より障害当事者が直面している様々な問題解決につながる体制を構築する。 (権利擁護部会、障害者相談支援体制検討会設置等)	平成21年に「北九州市障害者自立支援協議会」に名称変更

生涯を通じた支援体制の整備

2 早期発見・療育体制の整備

(1) 医療機関、障害児施設、保育所等の連携による支援

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度 of 取組み	備考
12	62	乳幼児発達相談指導事業	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応することで、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援する。	b	継続実施	相談開催 104回 平成19年度は臨床心理士を増員し、相談事業の充実を図った。平成20年度は親子を対象にした遊びや相談に応じる「親子遊び教室」をモデル事業として開始し、平成22年度は6区で実施した。 相談開催 平成21年度 105回 実人員280人 延べ人数348人 平成22年度 104回 実人員269人 延べ人数349人	発達が気になる乳幼児を早期に支援する体制を強化するため、関係機関と協議し、事業の拡充を検討する。	22年度に専門職による継続支援が必要な親子を対象に、遊びを通して支援する教室「親子遊び教室」の開催区の増等事業を拡大
13	62	総合療育センターの機能の充実	今後の総合療育センターの機能の充実を図るため、利用者やその家族、関係機関などの意見等を踏まえ、現状の課題に応じた組織や機能の見直しを行うとともに、他の関係機関などに、専門職種を中心に職員を派遣し、専門的な指導や支援を更に充実させる。また、積極的な在宅訪問などを通じて、これまで総合療育センターで蓄積された知識や経験などを、外部に向けて展開を図る。 こうした機能の充実や、発達障害児に対する療育のあり方等についての総合的な検討を行うため、総合的な療育のあり方検討会を設置する。	b	「総合的な療育のあり方検討会」設置	センターによる療育事業等 平成21年3月31日 北九州市総合的な療育あり方検討委員会設置した。 平成21年3月～平成22年10月 検討会11回開催 平成22年10月 報告書のまとめ	平成24年度から6年間を対象とする、次期「障害者支援計画」を平成23年度中に策定する予定であり、上記検討会より報告を受けた総合療育センターの機能充実等重点的な取組みについて、計画への位置づけを図る。	
14	63	新生児聴覚検査事業	聴覚の障害を早期に発見し療育を開始することで、コミュニケーション形成や言語発達に効果が得られるため、新生児に対して行う聴覚検査費用の一部を助成する。 また、検査で聴覚障害が発見された場合には、早期療育に取り組むための支援を行う。	b	受診率 95%以上	検査実施人数 6,646人 (受診率 97.7%) <受診率> 平成20年度:99.5% 平成21年度:99.7% 平成22年度:99.6%	継続実施 【検査実施件数(見込み)】 AABR: 3,363件 OAE: 4,297件	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度の取組み	備考
15	63	障害児保育事業	通常保育での受け入れに加え、延長保育、一時保育を含めて統合保育の可能な障害のある子どもの受け入れを行う。 また、障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労を支援するため、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度障害児を直営保育所で受け入れる。	b	継続実施 (支援の充実)	障害児保育 (109ヶ所) 障害児延長保育 (20ヶ所) 障害児一時保育 (4ヶ所) 統合保育が可能な障害のある子どもを全保育所で受け入れた。 就労を希望する保護者も増加すると思われるので、障害児保育のニーズは高まると予想される。今後も児童の処遇改善や保育所の資質向上を図りながら取り組んだ。 平成21年度 障害児保育 113か所 障害児延長保育 31か所 障害児一時保育 7か所 平成22年度 障害児保育 119か所 障害児延長保育 29か所 障害児一時保育 3か所	継続して実施する。 【4月～7月実績】 障害児保育実績 :98か所 障害児延長保育実績 :24か所 障害児一時保育実績 : 0か所 直営保育所重度障害児受入 : 8か所	
16	63	私立幼稚園振興助成補助金(心身障害児教育事業費助成)	心身に障害のある子どもが、私立幼稚園に就園することを支援するとともに、私立幼稚園における心身障害児教育の振興・充実を図るため、福岡県の補助対象とならない私立幼稚園に対して、県の補完措置として、心身に障害のある子どもの教育に要する経費の一部を補助する。	b	継続実施	15幼稚園、20名に助成 特別な支援を要する園児支援事業には、平成18年度 20人、平成19年度 23人、平成20年度 29名、平成21年度 21名、平成22年度 17名の申請があった。 これは県の補助金の対象とならない幼稚園に対し補助を行うものであり、障がいを持つ園児の受け入れの拡大に寄与している。	事業を継続して行う。	
17	64	幼稚園教員(及び保育士)への統合保育研修の実施	幼児教育の振興及び障害児教育の充実のため、社会福祉研修所にて、幼稚園教員及び保育士等を対象とした障害児と健常児がともに育ち合うための統合保育研修を実施し、教職員の資質の向上及び乳幼児から小学校卒業までの継続的な教育の推進を図る。	b	継続実施	公立・私立18幼稚園、25名参加 私立・公立幼稚園の教員が研修に参加し、教員の資質向上や幼児教育の振興に寄与している。 公立市立幼稚園の参加数 平成18年度 18園、25人参加 平成19年度 16園、24人参加 平成20年度 13園、19人参加 平成21年度 12園、21人参加 平成22年度 9園、14人参加	事業を継続して行う。 (9園、14人参加見込み)	
18	64	自立支援医療(育成医療)	身体障害者福祉法に規定されている身体障害(肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害など)を有する児童、若しくは現在の状態を放置しておくことで将来に障害をきたす児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定の医療機関で必要な医療の給付(医療用の装具の交付・修理を含む)を行う。障害者自立支援法の施行により自立支援医療として再編。	b	継続実施	給付実人員 237人 給付件数 485件 平成18年度 給付実人数 237人 給付件数 485件 平成19年度 給付実人数 186人 給付件数 623件 平成20年度 給付実人数 187人 給付件数 221件 平成21年度 給付実人数 221人 給付件数 235件 平成22年度 給付実人数 204人 給付件数 213件	引き続き医療費助成を実施 (給付予定実人数 204人)	
19	64	障害児福祉手当	日常生活において、常時特別な介護を要する20歳未満の在宅の重度障害児に対し、その障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給する。	b	継続実施	支給人員 524人 平成18年度 524人 平成19年度 543人 平成20年度 560人 平成21年度 573人 平成22年度 586人	継続して実施していく。	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度の取組み	備考
20	65	在宅心身障害児(者)家庭訪問指導事業	在宅の心身障害児・者及びその保護者を対象に、定期的な家庭訪問による個人指導やグループ指導などの生活指導、療育訓練等を行う。	b	継続実施	訪問延べ件数 513件 家庭訪問指導員による在宅心身障害児・者の指導・療育関係業務(生活指導・教養指導・訓練指導)及び相談業務を実施した。 訪問回数:659件(平成19年度)、825件(平成20年度)、632件(平成21年度)、574件(平成22年度) 行財政改革の対象事業であるため、事業の見直し等が必要である。	これまでの取り組みを継続して実施するとともに事業の見直しの検討を行う。	
21	65	障害児通園の総合通園化	知的障害児、肢体不自由児及び難聴幼児が、身近な地域で障害の種別を超えて指導、訓練を受けることができるよう、障害児通園施設の総合通園化を図る。	a	継続実施	一部実施 児童福祉法改正に伴い平成19年度で事業終了	—	
22	65	重症心身障害児通園事業	在宅の重症心身障害児(者)に対して、通園の方法により日常生活の広がり場を提供することで活動性の向上を図るとともに、必要に応じ機能低下防止のための治療・訓練を行う。	b	利用率 100%	利用率 (総合療育センター 87%、 やまびこ学園 100%) 継続して実施した。 総合療育センター利用率: 21年度 22年度 89% 84% やまびこ学園利用率 : 98% 91%	継続して実施する。	
23	66	おもちゃライブラリーの運営	おもちゃを通じて、身体的・精神的発達を促すため、市内4ヶ所のおもちゃライブラリーにおいて、おもちゃの貸出、研究及び相談を行う。	b ○	4ヶ所実施	4ヶ所実施 東館(総合療育センター内)、西館(西部障害者福祉会館内)及び分館(2ヶ所)に設置。 貸出し点数:6,121点(平成18年度)、5,462点(平成19年度)、5,821点(平成20年度)、5,199点(平成21年度) 4,933点(平成22年度) 障害児及びその家族、障害児施設や保育所・幼稚園の職員などが利用	おもちゃ等の貸し出し件数が減少傾向にあるため、これまでの取り組みを継続して実施するとともに、当該事業の広報活動等を積極的に行い利用者の増加に努める。	
24	66	心身障害児施設給付費	児童福祉法に基づき、心身障害児を児童福祉施設へ入所又は通所させる場合に、その児童の処遇について、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用を施設に対して支給する。	b	継続実施	年間利用総人員7,974人 継続して実施した。 年間総利用件数 9,695件(平成21年度)、9,379件(平成22年度)	継続して実施する。	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の取組み	備考
25	66	心身障害児施設の運営	市立の心身障害児施設等の運営について、専門性を有する社会福祉法人等の民間活力を導入し、施設の適正な運営や児童の処遇の向上を図る。	b	6施設 指定管理	6施設 指定管理	指定管理期間 (1)小池学園 平成18年度(1年間) 平成19年度～平成23年度(5年間) (2)総合療育センター及びひまわり学園(4箇所) 平成18年度～平成22年度(5年間) 平成23年度～平成27年度(5年間)	小池学園 平成24年度～平成28年度 公募(条件付)	
26	67	総合療育センター医療機器整備	障害児療育の拠点である総合療育センターの機能充実を図るため、医療機器の更新や整備を行う。	b	医療機器の更新・整備	超音波診断装置等整備	計画的に医療機器の更新及び整備を実施した。	医療機器の更新を行うとともに、新規医療機器の導入を行う。	
27	67	障害者・児施設等第三者評価事業	事業者自らが、福祉サービスの質の向上に向けた取組みを行うこと及び利用者の適切なサービス選択に役立つ情報を提供することを目的に、障害者・児施設等における第三者評価を推進する。 さらに、自立生活の訓練など地域生活へ向けた取組みに関する項目等について新たに検討する。	b	評価済施設数 47か所	評価済施設数 32か所	42か所で第三者評価を実施済み	本市独自の仕組みの必要性を検討する	

生涯を通じた支援体制の整備

2 早期発見・療育体制の整備

(2) 福祉、教育の連携による一貫した支援体制の整備

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の取組み	備考
28	68	「(仮称)教育福祉連絡会議」の設置	障害児の地域支援を推進するため、区役所などの行政機関、学校、障害者施設などで構成する「(仮称)教育福祉連絡会議」を地域ごとに設置する。	b	障害児支援の協議	設置の検討	北九州市障害者自立支援協議会において、教育関係者をメンバーとする定例支援会議課題協議部会を設置し、定期的な意見交換を実施中(北九州市障害者自立支援協議会:平成20年1月設置) 教育委員会及び障害福祉課との定期的に勉強会を開催している。 各関係機関の情報共有できているものの、ネットワークの構築が今後の課題である。	自立支援協議会の中で障害児支援に関する議題について、協議・検討を実施し、情報の共有とネットワークの構築に取り組む。 特別支援教育の相談体制のあり方検討会における事務局としての参画。 教育委員会及び障害福祉課との定期的な勉強会を開催している。	
29	68	「障害児支援勉強会」の充実	障害児の各種支援の方法について、「障害児支援勉強会」を充実し、「福祉」「教育」の連携を強化し、障害児に係る様々な課題の解決を図る。	b	障害児支援の協議	協議・検討	北九州市障害者自立支援協議会において、毎月の定例支援会議をはじめ、部会、事務局会議等定例的に実施中(北九州市障害者自立支援協議会:平成20年1月設置) 各関係機関の情報共有できているものの、ネットワークの構築が今後の課題である。	自立支援協議会の中で障害児支援に関する議題について、協議・検討を実施し、情報の共有とネットワークの構築に取り組む。	
30	68	北九州中央高等学園における職業教育の充実	特別支援学校(知的障害)高等部への進学希望者の増加傾向に対応し、軽度の知的障害のある生徒に対して、職業教育を重視した教育を行うことにより、自立する職業人・北九州市民としての成長を促す。 なお、校舎を共有する戸畑高等専修学校との連携を行いつつ、新しい学校づくりを目指す。	b	就労支援ネットワークの構築	19年4月開校に向けた校舎改修工事等	平成19年4月開校。平成22年度までに二回の卒業生を出し、合計54名の企業就職を果たし、企業就職希望者の就職率100%を達成した。 就職者が継続して就労できるよう支援を行う必要がある。	知的障害特別支援学校高等部5校のセンター校として、引き続き、地域の就労支援ネットワークの中心を担う。 就職できた54名の生徒が継続して就労できるよう福祉・労働と連携して支援を行う。	
31	69	特別支援学校教室への空調設置	知的障害及び病弱を対象とした特別支援学校(5校)に通う児童・生徒の障害の重度・重複化が著しいため、教室に空調機を設置し、身体的な負担の軽減を図る。	a	1校設置	4校設置済	平成15年度から19年度にかけての事業で、平成19年度に1校設置し事業完了	—	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の取組み	備考
32・33	69	特別支援教育サポート事業	教育相談や巡回相談の実施、学校への専門家チームの派遣を通して、特別な教育的支援が必要な児童生徒等への支援を行う。 ○ 教育相談を実施し、家庭生活や学校生活での支援等について、保護者や教職員等に助言を行う。 ○ 巡回相談を実施し、学校生活における児童生徒等の状況を把握の上、校内支援体制づくりや個別の指導計画作成等について、教職員等に助言を行う。 ○ 専門家チーム(総合療育センターの医療スタッフ等を含む)を編成し、専門的な判断や望ましい教育的対応等について、教職員等に助言を行う。	b	3事業統合のうえ継続実施	「教育相談事業」「学習障害児等支援事業」「ADHD・高機能自閉症児等サポート事業」として実施	教育相談と巡回相談は、実施人数、実施学級数、実施時間数といずれも十分な成果があり、学校にとって手厚い支援となっている。 教育相談や巡回相談を申し込む学校や保護者は多く、相談件数が増加しているため、今後も、着実な取り組みを進めていく必要がある。	教育相談 巡回相談 専門家チームの派遣 巡回相談に係る専門家チームの派遣のあり方を工夫し、一層の活用を図る。	
34	69	特別支援教育推進研修事業	教員の特別支援教育に関する指導力と専門性の向上を図るため、各種の研修を行う。	b	継続実施	40研修を開催	年度ごとに特別支援教育に関する指導力と専門性の向上を図る研修を編成し、実施した。 平成19年度 38研修 2,754人 平成20年度 36研修 2,559人 平成21年度 36研修 1,983人 平成22年度 36研修 1,711人	障害の特性を理解し、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、障害種別に13研修(参加見込み:1,900人)を実施する。	
35	70	特別支援教育担当者育成事業	小・中学校等の特別支援教育を推進する特別支援コーディネーターを養成する。 特別支援教育を推進する中核となる教員の実践的指導力の向上を図るため、大学と連携し、実際の指導場を踏まえた研修を行う。	b	継続実施	特別支援教育コーディネーターの養成	小・中学校の特別支援教育学級担当教員等の専門性を高めるため、特別支援教育コーディネーター養成研修を継続して実施してきた。 今後も、小・中学校における特別支援教育がさらに適切に行われるよう、内容等も改善・工夫を検討する必要がある。 特別支援コーディネーター(上級、中級) 平成21年度:36人 22年度:22人	上級研修を特別支援教育スクールサポート事業として実施し、コーディネーターの育成を図りながら、校内支援体制づくりへの指導助言を行う。 中級研修を特別支援教育コーディネータースキルアップ事業として実施し、教育の実践的指導力の向上を図る。	
36	70	教職員研修派遣(特別支援教育担当教員)	本市の特別支援教育の充実・向上のため、教員を独立行政法人「国立特別支援教育総合研究所」短期研修等に派遣する。	b	継続実施	派遣1名	将来、本市の特別支援教育を推進していく中核となると目される人材を派遣することができた。 また、学校内や、地域の研究会、教育センターの講座等で研修報告をしてもらい、研修の成果を広めることができた。 平成18年度～22年度 1人派遣	継続して実施する。 23年度研修派遣:1回、1人	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度の実施状況	備考
37	70	障害児の長期休暇対策事業	夏休み期間中に特別支援学校において、自主的な活動をしている団体(PTA・実行委員会等)の活動に対し、ボランティアを派遣し、障害児の見守りや活動プログラムの補佐を行う。	b	継続実施	6校で実施、参加児童数延べ541人 団体の活動に対してボランティアを派遣 (平成18年度:6団体に派遣、参加児童数:延べ541人、参加ボランティア数:延べ420人) (平成19年度:6団体に派遣、参加児童数:延べ485人、参加ボランティア数:延べ362人) (平成20年度:7団体に派遣、参加児童数:延べ453人、参加ボランティア数:延べ268人) (平成21年度:7団体に派遣、参加児童数:延べ357人、参加ボランティア数:延べ314人) (平成22年度:8団体に派遣、参加児童数:延べ380人、参加ボランティア数:延べ404人) 活動プログラムの策定等PTAの負担が大きくなっており、活動プログラムの策定に支援が必要である。	これまでの取り組みを継続して実施するとともに、プログラムの策定等PTAの負担軽減を図るため、プログラム策定段階での支援を「補佐」から「企画支援」に拡大していく。	
38	71	日中一時支援事業(放課後対策)	障害のある小中高生が、特別支援学校の放課後に活動する場を確保するとともに、障害児を持つ保護者の就労支援及び介護負担の軽減を図る。	b	利用定員数 330人/日	「障害児放課後サポートクラブ」・「障害児の放課後対策事業」として実施 障害児放課後サポートクラブ事業と障害児の放課後対策事業を統合するとともに、当該制度の周知を図り、受入事業所を拡大した。 平成19年度:事業所数 27か所(1日あたりの利用定員239人) 平成20年度:事業所数 25か所(1日あたりの利用定員255人) 平成21年度:事業所数 27か所(1日あたりの利用定員256人) 平成22年度:事業所数 29か所(1日あたりの利用定員296人) 今後、障害児の多様なニーズに対応できる事業所の確保が必要である。	利用者の拡充及び障害児の多様なニーズに対応するため受入事業所の拡大に努める。	
39	36・71	日中一時支援事業(日帰りショートステイ事業)	障害者支援施設等において、障害者(児)の日中における活動の場を確保し、障害者(児)の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の介護負担の軽減を図る。 ・利用者の増加を踏まえ、平成23年度の新たな見込量を設定してその充実を図る。	b	利用者数 173人/月	利用者数 42人/月 受入事業所58箇所(平成22年度)にて、障害者(児)の日中活動の場を確保することにより障害者(児)の家族の介護負担軽減等を図ることができた。 利用者数 122人/月(平成19年度) 164人/月(平成20年度)。 177人/月(平成21年度) 172人/月(平成22年度)。 障害の程度によっては、利用日数が少ない等の課題がある。	利用者の利便性を考慮し、利用単位の時間区分を4時間単位から2時間単位に見直した。また、引き続き受入事業所拡大に努めるとともに利用日数等制度見直しについて検討を行う。	
40	71	放課後児童クラブの運営の充実	両親共働き等の理由により、昼間保護者のいない家庭の児童を対象とした、放課後の居場所づくりを目的とする放課後児童クラブにおいて、ある程度の身辺自立と自力での登下校が出来る程度の障害児の受入れを促進する	b ○	受入数 100人	障害児受入数 ・H18年度:82人 ・H19年度:100人 ・H20年度:125人 ・H21年度:155人 ・H22年度:195人 受入クラブにおいて、増加する障害のある子どもへのかかわり方などで、悩みを抱えている状況がある。	障害児受入数:229人 巡回カウンセラー派遣制度の実施;臨床心理士を障害のある子どもを受け入れているクラブ(約100クラブ)に派遣し、専門的見地から指導員に助言等を行う。	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度の実施状況	備考
41	36	スクールヘルパーの配置(特別支援教育ヘルパーの追加)	<p>平成19年4月の改正学校教育法の施行により、小中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行なうことが明確に位置付けられた。このような児童生徒に対し、きめ細やかな対応を行うため、現在のスクールヘルパーの活動(安全対策、教育活動支援)に「特別支援教育ヘルパー」を新たに追加し、一層の特別支援教育の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度より、市内26の小・中学校でモデル実施 ・特別支援学級児童生徒のトイレや手洗い、休み時間などの見守り ・歩行に困難がある児童生徒や車いすを利用している児童生徒の移動補助 ・階段昇降時の見守り、車椅子移動時の補助 ・難聴の子どものためのノート筆記等 	b	20年度より小中学校でモデル実施	<p>平成20年度にモデル実施、平成21年度から本格実施。</p> <p>平成20年度 17校で実施、128人登録 平成21年度 16校で実施、192人登録</p> <p>平成22年度は小・中学校に加え、幼稚園でも実施し、一層の特別支援教育の充実を図る事ができた。</p> <p>平成22年度 14校で実施、131人登録。 8園で実施、75人登録</p>	<p>引き続き、特別支援学級の児童生徒をはじめ、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒の安全・安心のための見守り、移動時の補助等のため、スクールヘルパーの配置を継続する。</p> <p>実施予定 小中学校:14校、102人登録 幼稚園 :8園、40人登録</p>	

生涯を通じた支援体制の整備

3 保健・医療・福祉サービス基盤の整備と連携

(1) 在宅生活の総合的な支援

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の実施状況	備考
42	52・72	ホームヘルプサービス事業	日常生活を営むのに支障のある障害者(児)に対し、家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護や家事援助、外出支援等、日常生活上の必要なサービスを提供する。	b	月利用時間数 50,116時間	月利用時間数 22,747時間	事業者数及び利用実績は着実に増加しており、居宅における介護サービスの充実が障害者(児)の自立支援の一翼を担っているが、目標値(50,116時間/月)とは未だ乖離している。 H18年度(22,747時間/月)→H22年度(30,185時間/月)	障害者が安定してサービスを受けることができる取り組みを継続する。	
43	37・72	心身障害児(者)短期入所事業	介護者の病気等により、一時的に介護が受けられなくなった在宅の障害者(児)を預かり、短期間介護を行う。	b ○	月利用者数 58人	月利用者数 42人	利用者数は伸び続けており、介護者の身体的・精神的負担を軽減する事業として不可欠のものとなってきている。 月利用者数 47人(21年度)、64人(22年度)	介護者の負担軽減に必要な支援であり、今後も事業を継続する。	
44	37・72	生活介護	在宅の障害者に対し、通所により、創作的活動・機能訓練・社会適応訓練を実施するほか、入浴サービス・給食サービス・送迎サービスを提供する。新しいサービス体系への移行状況などを踏まえながら、平成23年度の新たな見込量を設定し、その充実を図る。	b	月利用者数 1,890人	月利用者数 137人	事業所数、利用者数ともに順調に増加している。 市内指定事業者数:6ヶ所(平成18年度末)→38ヶ所(平成22年度末) 月利用者数:137人(平成18年度末)→1,441人(平成22年度末)	継続して実施する。 新体系移行を踏まえた、平成23年度末の利用者見込数は2,400人。	
45	37・73	利用者負担の軽減	障害福祉サービス等を利用した際の費用負担の軽減を図るため、国の特別対策としての障害福祉サービス等利用者負担軽減と本市独自の軽減策として、障害児施設利用者負担軽減及び地域生活支援事業利用者の負担軽減を実施する。 国の障害者自立支援法見直しの動きを踏まえ、平成21年度以降も引き続き利用者負担の軽減を図る。	b	20年度まで実施 21年度以降は国動向を注視し継続	19年1月から障害児施設利用者、2月より地域生活支援事業利用者も軽減を実施	障害福祉サービスについては、国が段階的に負担軽減策を実施し、平成22年4月から非課税世帯については無料化された。平成22年度末現在、利用者負担割合は約0.2%となっている。 地域生活支援事業及び障害児施設の利用者負担の軽減についても継続して実施し、利用者負担の軽減を図った。	継続して実施する。	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度の取組み	備考
46	73	重度障害者訪問給食サービス事業	ひとり暮らしの重度障害者(身体・知的・精神)に対し、栄養バランスのとれた食事を届けることによって、自立を支援するとともに安否確認を行い、異常時の対応を適切かつ速やかに行う。	b	継続実施	利用者数 39人 社会福祉法人及び有限会社等の給食事業者へ委託して実施した(平成22年度18事業者)。 平成21年度から利用回数を週4回から週5回に変更した。 利用者数が停滞しているため、利用者の増加に向けた取り組みが必要 利用者数 33人(平成19年度) 32人(平成20年度) 30人(平成21年度) 27人(平成22年度)	これまでの取り組みを引き続き実施していくとともに利用者の増加に向けた広報活動を行う。	
47	73	訪問入浴サービス事業	自宅や施設などで入浴することが困難な常時介護を要する重度障害者に対し、看護師やヘルパーが乗車した入浴車が巡回し、入浴サービスを行う。	b	月利用者 37人 派遣回数 の増 月4回から週 1回(19年度 から)	月利用者数 25人 平成19年度に、それまで月4回から週1回の派遣回数に変更した。 週1回の利用では、夏場など不衛生になりやすい。また、他のサービスとの併用が不可能なため、利用者が限られる等の課題がある。 平成18年度月利用者数 25人 平成19年度月利用者数 25人 平成20年度月利用者数 28人 平成21年度月利用者数 27人 平成22年度月利用者数 29人	継続して実施する。	
48	74	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	中途視覚障害者の自立や社会参加の促進を図るため、中途視覚障害者に対して、将来の生活の方途を見出すために必要な助言及び自立生活に必要な歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練等を行う。 また、中途視覚障害者に関わる支援者層の育成を図る。	b ○	訓練回数 680回	延べ 593回実施 平成18年度 訓練者 61名 延訓練回数 593回 待機日数178日 平成19年度 訓練者 81名 延訓練回数 624回 待機日数 66日 平成20年度 訓練者 75名 延訓練回数 640回 待機日数 15日 平成21年度 訓練者 90名 延訓練回数 700回 待機日数 6日 平成22年度 訓練者 78名 延訓練回数 723回 待機日数 9日 延訓練回数が毎年増加しているが、歩行訓練士の増員は財政上困難な状況であり、待機日数が増える傾向にある。	年間延訓練回数は700回以上とする。 年々訓練希望者が増加しているため、訓練内容と方法を充実させ、利用者のニーズに対応した訓練を実施し、訓練希望者へ適切な対応を行う。 また、関係機関との連携を一層緊密にし、本人への支援の強化を図る。区窓口等において事業の情報提供を積極的に行い、訓練が必要な人に対し、適時・適切な訓練機会の提供を図る。	
49	74	視覚・聴覚・女性障害者生活教室開催事業	視覚障害者の福祉の向上を図るため、視覚障害者に対して、日常生活に必要な訓練・指導を行うとともに、情報を入手しにくい聴覚障害者に対して、生活上必要な知識を学ぶ機会や意見・情報等を交換する研修の場を提供する。 また、女性障害者の福祉の増進を図るため、日常生活における健康管理等の指導を行うとともに、出産・育児等家庭生活及び社会生活に必要な知識の習得や体験交流等が行える場を設ける。	b	継続実施	30回開催 H18年度から障害者福祉会館の指定管理業務で開始。 H21年度の指定管理者の再選定時に、業務の見直しを行い、女性障害者生活教室は廃止、聴覚障害者生活教室は委託事業に変更して実施している。 障害のある方のニーズに応え、生活に役立つ内容にする必要がある。 (視覚、聴覚) 平成21年度 47回開催 平成22年度 63回開催	継続して視覚・聴覚障害者向けの生活教室を実施する。 女性障害者生活教室は、要望の高いものの中から、男女共に参加できる内容にアレンジして開催する。	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度の取組み	備考
50	74	オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)社会適応訓練事業	ストマ用装具の装着者の社会復帰を促進するため、装具の使用等について正しい知識を付与し、また、社会生活に必要な基本的事項について相談に応ずる。	b	継続実施	12回開催 個人相談会や医療関係者による講習会を開催。オストメイトが抱える諸問題を把握するとともに、社会情勢の変化に伴うニーズに応えられる事業内容となるよう工夫する。 平成21年度:15回開催 平成22年度:15回開催	個人相談会や医療関係者等による講習会を継続して開催する。	
51	75	機能回復訓練事業	言語聴覚障害者(児)の障害を軽減し、在宅生活を支え、自立と社会参加を促進するために、言語聴覚訓練、社会参加適応訓練、専門的な情報の提供等のコミュニケーション支援を行うとともに、難病患者等のコミュニケーション障害に対して機器の相談、適合等の支援を行う。	b	継続実施	言語訓練、講演会、研修会等を実施 平成18年度 言語訓練 263人(延2,463人) 講演会6回 109人 研修会 12回 交流講座 62人 平成19年度 言語訓練 263人(延2,697人) 講演会6回 93人 研修会 12回 交流講座 58人 平成20年度 言語訓練 214人(延1,735人) 講演会6回 108人 研修会 12回 交流講座 55人 平成21年度 言語訓練 309人(延2,970人) 講演会6回 129人 研修会 12回 交流講座 50人 平成22年度 言語訓練 320人(延3,082人) 講演会5回 103人 研修会12回 交流講座 56人	個別かつ多様な障害の状態に応じ、よりきめ細かなリハビリができるよう、訓練内容の充実を図る。 ○言語訓練(延3000人)、言語療育キャンプ(40人)、交流講座(70人)、講演会(150人)、研修会(12回)などの実施 ○聴覚・言語・視覚福祉機器展の開催(毎年11月) ○コミュニケーション障害に関する相談支援(10人以上)及び支援者養成講座への講師派遣(3回)	
52	75	音声機能障害者発声訓練事業・指導者養成事業	音声機能障害者の社会復帰の促進を図るため、疾病等により咽頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して、食道発声訓練、人工喉頭による発声訓練等の訓練を行う。また、発声訓練指導者を養成するため、講習会を開催し、発声法の理論や指導実習方法について指導する。	b	継続実施	訓練事業 49回、 延べ 1,725人参加 音声機能障害者を対象にした、医療関係者等による、発声訓練を開催した。 H22年度は、発声訓練指導者養成研修会九州大会を本市で開催。 音声機能障害者が抱える諸問題を把握するとともに、社会情勢の変化に伴い変化するニーズに応えられる事業内容となるよう工夫する。 訓練事業:48回開催 延べ1,454人参加(平成22年度)	訓練事業の開催及び指導者養成研修会への派遣を引き続き行う。	
53	75	福祉用具等利用促進事業	介護実習・普及センターを活用した、福祉用具や住宅改修の適正利用についての協議会を開催し、高度で複雑な福祉用具や住宅改修に関する情報提供と相談援助体制の整備・強化を図る。			平成22年度に、機能回復訓練事業(NO51)に統合		

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の取組み	備考
54	76	精神科緊急・救急医療体制整備事業	福岡県が主体となり実施している福岡県精神科救急医療システムを利用し、緊急かつ救急の患者へ病院を紹介する等、夜間・休日における精神科緊急・救急医療体制の整備及び適切な医療の確保を行う。	b	継続実施	福岡県精神科救急医療システムの中で実施	平成18年度から平成22年度まで、継続して福岡県精神科救急医療システムの中で実施した。	引き続き、福岡県が主体となり実施する福岡県精神科救急医療システムを共同で実施していく。	
55	76	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業	市内に住所を有し、かつ、市民税非課税世帯で、下記の①～③に該当する方(施設入所者は除く)に対し、タクシーの初乗運賃相当額を月4回(年間48回)まで助成する。 ① 身体障害者手帳が1級又は2級の方(視覚障害、内部機能障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害) ② 療育手帳がAの方 ③ 精神障害者保健福祉手帳が1級の方	b	継続実施	利用者数 4,142人	在宅の重度障害者の活動・外出を支える人気の高いサービスとなっている(平成22年度利用者数:4,588人/うち福祉タクシー:37人) 在宅の重度障害者の社会参加の促進を図る当事業の目的を理解し、月4枚の利用を遵守していただけるよう、さらに適正利用の周知徹底を図ることが必要である。	継続して、一般タクシー及びリフト付き福祉タクシーの初乗運賃を助成する。	
56	76	精神障害者授産施設等通所者交通費助成	精神障害者が施設や小規模共同作業所等へ通所する際にかかる交通機関利用時の運賃について、その実支出額(または定期券額)の半額を助成する。	b	継続実施	利用者数 392人	地域活動支援センター、小規模共同作業所、障害福祉サービス事業所等への通所者を対象に、1ヶ月5,000円を上限に助成 利用者数:457人(平成19年度) 477人(平成20年度) 475人(平成21年度) 582人(平成22年度)	これまでの取り組みを継続して実施	
57	77	心身障害者扶養共済制度	障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡又は重度障害となった時に、障害者に対して毎月2万円(2口加入者は4万円)の年金を給付し、保護者の不安の軽減や障害者の福祉の向上を図る。	b	継続実施	年金受給者数 399人	平成18年度 加入者数:631人(951口)、年金受給者:399人(496口) 平成19年度 加入者数:624人(944口)、年金受給者:393人(491口) 平成20年度 加入者数:606人(917口)、年金受給者:404人(509口) 平成21年度 加入者数:588人(889口)、年金受給者:409人(520口) 平成22年度 加入者数:560人(851口)、年金受給者:429人(550口)	継続して実施していく。	
58	77	重度心身障害者介護見舞金	経済的負担の軽減と精神的援助を図るため、市内に3ヶ月以上住所を有する重度心身障害者を常時介護している同居人、もしくは常時介護をする人がいない障害者本人に対し、介護見舞金を支給する。	b	継続実施	支給人員 112人	・支給人員 平成18年度:112人 平成19年度:103人 平成20年度:91人 平成21年度:86人 平成22年度:83人	継続して実施していく。	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度 of 取組み	備考
59	77	経過的福祉手当	特別障害者手当及び障害基礎年金が創設された際に、従来の福祉手当を受給していた20歳以上の重度障害者で、特別障害者手当及び障害基礎年金を受給できなかった方に対し、経過措置として手当を支給する。	b	継続実施	支給人員 186人 ・支給人員 平成18年度:186人 平成19年度:165人 平成20年度:152人 平成21年度:141人 平成22年度:129人	継続して実施していく。	
60	77	特別障害者手当	日常生活において、常時特別な介護を要する20歳以上の在宅の重度障害者に対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給する。	b	継続実施	支給人員 808人 ・支給人員 平成18年度:808人 平成19年度:808人 平成20年度:820人 平成21年度:845人 平成22年度:884人	継続して実施していく。	
61	78	外国人重度障害者等給付金	国民年金法の改正により、国籍要件が撤廃された後も、制度的に障害基礎年金や老齢基礎年金が支給されない外国人の重度障害者や高齢者に対し、国の公的年金制度において解決が図られるまでの間の特別措置として、給付金を支給する。	b	継続実施	支給人員(障害者分) 24人 平成18年度:24人 平成19年度:23人 平成20年度:21人 平成21年度:20人 平成22年度:17人	継続して実施していく。	
62	78	自立支援医療(更生医療、精神通院医療)	身体障害者の身体上の障害を軽減、除去し、日常生活能力等の向上を図るため、指定する医療機関において受けた必要な手術や治療などの医療費等を助成する(更生医療)。また、精神障害者に対して、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状の者に対して、指定する医療機関において受診した医療費等を助成する(精神通院医療)。	b	継続実施	更生医療 2,976人 精神通院医療 8,106人 平成22年4月より、更生医療に肝臓機能障害が追加された。また、精神通院医療の継続申請の際の診断書の提出が1年に1回から2年に2回に変更され、患者の負担が軽減された。 平成18年度 更生医療:2,976人 精神通院医療:8,106人 平成19年度 更生医療:2,815人 精神通院医療:8,635人 平成20年度 更生医療:2,743人 精神通院医療:9,034人 平成21年度 更生医療:3,015人 精神通院医療:9,696人 平成22年度 更生医療:3,319人 精神通院医療:10,353人	これまでどおり、引き続き継続実施	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の取組み	備考																		
63	79	補装具給付事業	身体障害者(児)の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体機能を補うための用具(補装具)の交付及び修理を行う	b	継続実施	交付件数 7,657件 修理件数 1,377件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付件数</th> <th>交付</th> <th>修理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度</td> <td>7,657件</td> <td>1,377件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>1,609件</td> <td>1,146件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度</td> <td>1,925件</td> <td>1,266件</td> </tr> <tr> <td>平成21年度</td> <td>1,679件</td> <td>1,135件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>2,053件</td> <td>1,304件</td> </tr> </tbody> </table> <p>障害者の身体を補う用具として、各個人に真に適合する装具の支給に努めた。</p>	給付件数	交付	修理	平成18年度	7,657件	1,377件	平成19年度	1,609件	1,146件	平成20年度	1,925件	1,266件	平成21年度	1,679件	1,135件	平成22年度	2,053件	1,304件	これまでと同様に、事業を継続して実施する。	障害者自立支援法の施行に伴い、品目の一部(ストマ用装具等)が日常生活用具へ移行(19年度)
給付件数	交付	修理																									
平成18年度	7,657件	1,377件																									
平成19年度	1,609件	1,146件																									
平成20年度	1,925件	1,266件																									
平成21年度	1,679件	1,135件																									
平成22年度	2,053件	1,304件																									
64	37・79	日常生活用具給付等事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障害児(者)に対し、日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具や自立生活支援用具などを給付又は貸与する。 ・交付件数の増加などを踏まえ、平成23年度の新たな見込量を設定し、その充実を図る。	b	件数 12,243件	件数 3,542件	<p>給付件数 平成18年度: 3,542件 平成19年度: 8,931件 平成20年度: 9,532件 平成21年度: 10,323件 平成22年度: 10,891件</p> <p>現在要綱上にある種目にあてはまらない新たな福祉用具が発売されており、障害者のニーズが高く、必要性のある用具については今後必要に応じて取り入れていく必要がある。また、公費負担上限額も用具の価格に見合っていないものがあり、今後検討していく必要がある。</p>	給付対象種目として、「パルスオキシメーター(動脈血中飽和度測定器)」、「難聴児用補聴器」を追加。	障害者自立支援法の施行に伴い、品目の一部(ストマ用装具等)を補装具から移行(19年度)																		
65	38・79	徘徊高齢者等SOSネットワークシステム	認知症高齢者等が徘徊行動により所在不明となった場合に、警察や郵便局、区役所、タクシー会社等が連携したネットワークにより、早期発見、早期保護を図る。	b ○	登録者数 (高齢・障害) 500人	登録者数 (高齢・障害) 296人	<p>登録者数は伸びており、またネットワーク協力機関も22年度に増加した。</p> <p>登録者数(高齢、障害) 平成21年度 581人 平成22年度633人</p>	今後も登録者の増加を図る。また、近隣自治体、コンビニ等新たな協力を確保し、ネットワークの拡充に努める。																			
66	80	在宅心身障害児(者)援護事業	在宅の心身障害児(者)及びその家族を対象に行っている、レクリエーションや学習の機会を提供、集団による生活指導や療育訓練について、各々の事業趣旨に沿った形で内容を見直すなどの充実を行う。				「障害者芸術・文化活動等推進事業(NO162)」に統合		障害者芸術・文化活動等推進事業」の一つとして継続実施(21年度)																		

生涯を通じた支援体制の整備

3 保健・医療・福祉サービス基盤の整備と連携

(2) 施設支援サービス基盤の整備

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度 of 取組み	備考
67	81	療養介護	医療と常時介護を要する人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。	b	月利用者数 280人	月利用者数 31人	市内指定事業所:0ヶ所(平成22年度末) 月利用者数:31人(平成18年度末)→30人(平成22年度末)	継続して実施する。	
68	81	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行う(旧法施設入所者1,620人)。	b	月利用者数 1,517人	月利用者数 14人	市内指定事業所:0ヶ所(平成18年度末)→6ヶ所(平成22年度末) 月利用者数:14人(平成18年度末)→621人(平成22年度末)	継続して実施する。	
69	81	自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行う(身体障害者)。	b	月利用者数 40人	月利用者数 5人	市内指定事業所:0ヶ所(平成22年度末) 月利用者数:5人(平成18年度末)→13人(平成22年度末)	継続して実施する。	
70	38・82	自立訓練(生活訓練)	自立した社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行う(知的障害者・精神障害者)。 ・新たなサービス体系への移行状況などを踏まえながら、平成23年度の新たな見込量を設定し、その充実を図る。	b	月利用者数 250人	月利用者数 16人	市内指定事業所:0ヶ所(平成18年度末)→12ヶ所(平成22年度末) 月利用者数:16人(平成18年度末)→149人(平成22年度末)	継続して実施する。	
71	38・82	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 ・新しいサービス体系への移行状況などを踏まえながら、平成23年度までの新たな見込量を設定し、その充実を図る。	b	月利用者数 370人	月利用者数 11人	市内指定事業所:0ヶ所(平成18年度末)→15ヶ所(平成22年度末) 月利用者数:11人(平成18年度末)→322人(平成22年度末)	継続して実施する。	

事業番号	拡充版掲載	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度の取組み	備考
72	82	就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う(A型＝雇用型)。	b ○	月利用者数 250人	月利用者数 41人	市内指定事業所:3ヶ所(平成18年度末)→13ヶ所(平成22年度末) 月利用者数:41人(平成18年度末)→317人(平成22年度末)	継続して実施する。	
73	82	就労継続支援(B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う(B型＝非雇用型)。	b	月利用者数 1,250人	月利用者数 121人	市内指定事業所:8ヶ所(平成18年度末)→36ヶ所(平成22年度末) 月利用者数:121人(平成18年度末)→829人(平成22年度末)	継続して実施する。	
74	83	知的障害者通所授産施設等の運営	市立の知的障害者通所授産施設等の運営について、専門性を有する社会福祉法人等の民間活力を導入し、施設の適正な運営やサービスの向上を図る。	b	継続実施	指定管理 19か所	・市立施設について、平成18年4月より指定管理に移行 ・施設数:19ヶ所	継続して実施する。 旧体系施設については、平成23年度中に新体系事業へ移行する。	「市立障害者支援施設等の管理運営」に事業名を変更して継続実施。
75	83	障害者地域活動センターの管理運営	地域活動センター及び浅野社会復帰センターの運営について、専門性を有する社会福祉法人等の民間活力を導入し、施設の適正な運営やサービスの向上を図る。	b ○	指定管理 5か所	指定管理 4か所	門司・小倉南・八幡西の障害者地域活動センター及び浅野社会復帰センターについて、18年4月より指定管理者制度を導入。 戸畑の障害者地域活動センターについて、平成19年4月から指定管理者制度を導入。 指定管理施設数 5箇所	継続して実施する。	
76	84	社会福祉施設従事者研修事業	保育所、老人福祉施設、障害者福祉施設等の社会福祉施設において、利用者のニーズにあった質の高いサービス提供が行われるよう、施設職員の経験に応じた階層別研修や、課題別・職種別にカリキュラムを設定した専門研修を実施し、従事職員の質の向上を図る。	b	継続実施	参加者 1,973人	階層別研修/平成22年度:6コース、延べ9回 専門研修/平成22年度:19コース、延べ24回 平成22年度 受講者延べ数:1,992人 福祉サービスに対する需要の増加、質の多様化・高度化の現状から、福祉サービスを担う人材の確保、資質向上の取組みは不可欠であり、社会福祉施設等従事者に対する研修機会を常に提供し、効果的な研修を実施するための内容充実に努める必要がある。	階層別研修 全6講座:延べ9回開催予定 専門研修 全19講座:延べ24回開催予定	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)		平成23年度 of 取組み	備考
77	84	民間心身障害児施設運営補助	民間心身障害児施設の円滑な運営を図るため、施設管理費等の運営を補助する。	b	継続実施	3施設へ助成	基準に該当する3か所の障害児施設に助成	継続して実施する。	
78	84	障害児・者施設整備	障害者の生活を支えるために、日中活動の場や生活の場など、在宅福祉支援の拠点としての施設の機能充実を図るため、障害福祉施設について、機能拡充、修繕・改修及び備品購入などの施設設備の整備を行う。	b	継続実施	改修工事、軽微な修繕、補修等を実施。	市立の障害福祉施設について改修工事、軽微な修繕、補修等各種工事を実施。備品の購入。民設障害福祉施設へ補助金を交付。	市立の障害福祉施設について改修工事、軽微な修繕、補修等各種工事を実施。備品の購入。民設障害福祉施設へ補助金を交付。	
79	84	小池学園成人部移転改修工事	老朽化が著しい小池学園成人部について、移転改築を行う。	b	平成19年度に着手	地元説明等	平成20年度に基本設計及び実施設計に着手し、平成21年6月に完了した。 平成21年度取付道路建設工事に着工し、平成22年6月に竣工した。 平成22年9月に本体工事着工。	本体工事を行う。	
80	85	戸畑C街区整備事業・戸畑障害者地域活動センター	「戸畑まちづくり構想」におけるC街区(戸畑区役所周辺地区)では障害者地域活動センターのほか、区役所や保育所、賃貸・分譲住宅等を一体的に整備を行う。 障害種別や程度を問わず利用できる通所施設である戸畑障害者地域活動センターは、様々なニーズに対応する拠点として障害者の在宅生活全般を支援する。	a	運営開始	整備事業	平成19年4月開所、新事業体系にて運営開始 戸畑C街区整備事業は、平成19年3月をもって終了した。	—	
81	85	元利補給	社会福祉法人が、民間障害者施設の整備のため、福祉医療機構及び北九州市社会福祉協議会から資金を借り入れ返済する利子の一部を補助する(年利率のうち1%分)	b	継続実施	6法人へ助成	補助実施 4法人へ助成(平成22年度)	継続して実施する。	

生涯を通じた支援体制の整備

3 保健・医療・福祉サービス基盤の整備と連携

(3) 専門的な保健、医療、リハビリテーションによる支援

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度 of 取組み	備考
82	86	重度障害者医療費支給制度	身体障害者手帳1・2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の人の保険診療による医療費の自己負担額を助成する。	b	継続実施	<p>支給対象(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A所持者)</p> <p>平成21年10月から精神障害者保健福祉手帳1級(ただし、精神科病床への入院は除く)を支給対象に追加</p> <p>平成18年度 受給者数:22,083人 医療費:3,784,255千円 平成19年度 受給者数:22,419人 医療費:3,863,936千円 平成20年度 受給者数:22,657人 医療費:3,655,485千円 平成21年度 受給者数:22,803人 医療費:3,644,501千円 平成22年度 受給者数:23,054人 医療費:3,769,508千円</p> <p>年々受給者が増加し、財政を圧迫してきている。</p>	受給者数(見込み):23,152人 ※後期高齢者医療の対象者を含む。	
83	86	介護実習・普及センターの運営	介護実習・普及センターにおいて、福祉用具及び住宅改良の展示、相談、情報収集・提供や福祉用具等に関するイベント等の開催、また、市民に対する介護実習や研修を実施する。	b ○	研修回数 193回	<p>平成18年度 来館者 8,669人 相談件数 3,612件 講座・研修 189回 4,656人 平成19年度 来館者 9,923人 相談件数 5,549件 講座・研修 283回 5,013人 平成20年度 来館者 9,739人 相談件数 5,424件 講座・研修 253回 4,485人 平成21年度 来館者 9,920人 相談件数 4,628件 講座・研修 210回 4,129人 平成22年度 来館者 8,772人 相談件数 3,708件 講座・研修 223回 3,060人</p>	<p>介護・福祉用具及び住宅改良に関する展示、相談、情報収集・提供</p> <p>リハビリ工房における福祉用具の個別相談対応</p> <p>市民に対する介護実習、福祉用具等の研修実施</p> <p>一般市民向け講座:介護講座・福祉用具等講座・体験講座・32回以上、基本介護講座18回以上、リクエスト・出前講座28回以上、地域中核人材育成研修7回以上 当事者・介護者向け講座:15回以上</p> <p>来館者目標:9,000人</p>	
84	86	障害者福祉に係る専門的・技術指導	障害者への福祉サービス向上のため、区窓口担当者へ専門的な研修を行う。	b	継続実施	<p>平成18年度 研修 4回(身障手帳・補装具・更生医療・療育手帳) 平成19年度 研修 4回(身障手帳・補装具・更生医療・療育手帳) 平成20年度 研修 4回(身障手帳・補装具・更生医療・療育手帳) 平成21年度 研修 4回(身障手帳・補装具・更生医療・療育手帳) 戸別訪問支援 11回 平成22年度 研修 4回(身障手帳・補装具・更生医療・療育手帳) 戸別訪問支援 4回</p> <p>医学的専門分野に関する事項が多いため、研修機会を増やすなど理解促進を図る必要がある。</p>	<p>研修 4回 (身障手帳・補装具・更生医療・療育手帳)</p> <p>戸別訪問支援 7回</p>	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度 of 取組み	備考
85	87	身体障害者福祉法第15条指定医師研修会	研修会を行うことにより、医師に対して障害者福祉行政の理解を得るとともに、身体障害者が接する機会が多い医療機関(主治医)を通じて、障害者福祉サービスの周知を図る。	b	継続実施	4回開催 平成18年度 4回 参加者数 235名(肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・内部障害) 平成19年度 1回 参加者数 87名(肢体不自由) 平成20年度 1回 参加者数 25名(聴覚障害) 平成21年度 1回 参加者数 80名(肢体不自由) 平成22年度 1回 参加者数 55名(肢体不自由) 今後、15条医師としての経験が浅い人の参加を一層促進させていく必要がある。	障害認定申請件数の最も多い肢体不自由関係を中心に研修を実施する。 また、医師の参加促進を図るため、前年度と同様、当研修を日本医師会生涯教育講座の単位対象とするよう同会へ働きかける。	
86	87	地域リハビリテーション支援体制の確立	保健・福祉・医療が密接に連携して、切れ目のないリハビリが受けられる体制づくりに取り組むとともに、研修体制の強化等、人材育成や地域リハビリ情報の収集・発信を進める。	b	継続実施	地域リハビリテーション会議開催 地域リハビリテーションケース会議を定期的開催し、関係職種の連携強化と人材育成を図った(20回開催)。 区リハビリテーション連絡協議会の設置に向けた調整を実施。若松区、戸畑区、八幡西区、東部圏域(門司、小倉北、小倉南)に設置。 「北九州市リハビリテーション支援体制検討委員会」を立ち上げ、定期的に検討会を開催。 平成20年度は「脳卒中地域連携パス北九州標準モデル」を作成。 平成21年度は「訪問リハビリテーションに関する調査」、「医療と介護の連携に関する調査」を実施。 平成22年度は「地域連携パス及び急性期リハビリテーションに関する調査」を実施した。	地域リハビリテーションケース会議 3回 区リハビリテーション連絡協議会の運営 リハビリテーションに関する実態調査	
87	87	障害者の健康づくり事業	障害者の生活習慣病の予防、障害者の健康づくり、健診受診率の向上に向けて、民間スポーツ施設と協働して運動教室を開催し、障害者が運動できる場所づくりの充実を目指す。			平成21年度から、障害者スポーツ施設利用支援事業(NO165)に統合		

生涯を通じた支援体制の整備

3 保健・医療・福祉サービス基盤の整備と連携

(4) 自閉症等の発達障害、難病患者等に対する支援

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度 of 取組み	備考
88	39・88	発達障害者総合支援事業	<p>発達障害者支援センターによる相談支援や、市民啓発、各種サービスの拡充を図るとともに、医療・保健・福祉・教育などの関係機関が連携し、幼児期から成人期までの一貫した支援を行う。</p> <p>【「世界自閉症啓発デー」に係る啓発事業(新規)】 国連は、平成20年より、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と制定。その周知と自閉症を始めとする発達障害に関する正しい理解の浸透を図るため、街頭啓発や講演会等を実施する。</p> <p>【発達障害者のためのサポートファイル(拡充)】 全てのライフステージにおける一貫した支援を目的に、発達障害のある人の成長の記録や日常生活の状況を記録できる「発達障害者のためのサポートファイル」について、平成20年度に試行版を作成し、平成21年度中に本格実施を行う。</p> <p>【発達障害者支援モデル事業(20年度新規)】 国からの指定を受け発達障害(児)者について、先駆的な支援の取り組みをモデル的に実施し、その分析・検証を行うことで、有効な支援手法の確立を図る。</p> <p>【高等学校を対象とした発達障害者支援の啓発事業(新規)】 発達障害を持ちながら高等学校へ進学する生徒の支援を目的として市内の高等学校教員に対する発達障害への理解と対応を学ぶための研修会を実施する。</p>	b	充実(啓発用リーフレット作成、発達障害者のためのサポートファイル作成、発達障害者支援モデル事業等)	<p>支援体制整備検討委員会開催、自閉症シンポジウム開催、団体助成等</p> <p>「発達障害シンポジウム」の開催(平成4年～:18年度までは自閉症シンポジウム)</p> <p>発達障害者支援活動を行う団体に対して助成(平成17年度～)</p> <p>「世界自閉症啓発デー」に合わせてJR小倉駅にて街頭啓発を実施した(平成21年度～)</p> <p>発達障害者支援モデル事業において、発達障害者のためのサポートファイル普及事業及び医療従事者への研修事業を実施した(平成22年度～)</p> <p>高等学校や小中学校教員などに対して発達障害に関する研修を実施した(平成21年度～) などを実施した。</p> <p>「発達障害者への理解が広がっていない」「早期発見・一貫した支援体制のシステムの構築の必要性がある」「発達障害には独自の手帳がないことから周囲の理解を得にくい」と、引き続き啓発を実施する等の課題がある。</p>	<p>発達障害シンポジウムの開催、発達障害者支援活動を行う団体に対して助成を行うとともに、発達障害者のサポートファイルの更なる普及及び医療従事者等に対するの啓発・研修事業を引き続き実施する。</p>	
89	88	高次脳機能障害支援ネットワーク体制整備事業	<p>高次脳機能障害を持つ方の社会復帰の促進を図るため、福岡県が主体となり配置された支援コーディネーターを中心に、関係機関と連携しながら、相談内容に応じた支援の検討や、受入れ施設等への技術研修を行う。</p>	b	継続実施	<p>相談会の開催等</p> <p>障害福祉センターにおいて、毎月、相談会を開催</p> <p>施設職員等の支援者を対象とした研修会を開催(1回)</p>	<p>障害福祉センターにおいて、毎月、相談会を開催</p> <p>施設職員等の支援者を対象とした研修会を開催(1回)</p> <p>今後の取り組みについて、関係機関と協議を行う。</p>	

事業番号	拡充版掲載頁	事業名	事業内容	評価	事業目標	平成18年度～22年度の実施状況(左欄は18年度時点での状況)	平成23年度の取組み	備考
90	89	難病患者等支援事業	難病患者の自立と社会参加を推進するため、筋萎縮性側索硬化症(ALS)・関節リウマチなどの難病患者に対して、ホームヘルパーの派遣や日常生活用具の給付などを行う。	b	継続実施	<p>ホームヘルプサービス</p> <p>日常生活用具給付の実施</p> <p>医療相談会 等</p> <p>平成21年度に、難病患者等居宅生活支援事業の対象となる疾患が123疾患から130疾患に増加した。難病患者に事業が周知されていないため、利用者数が伸びないといった課題がある。</p> <p>平成18年度 ホームヘルプ 1人、日生具 3人 医療相談会 3回</p> <p>平成19年度 ホームヘルプ 0人、日生具 1人 医療相談会 3回</p> <p>平成20年度 ホームヘルプ 0人、日生具 9人 医療相談会 3回</p> <p>平成21年度 ホームヘルプ 1人、日生具 3人 医療相談会 1回</p> <p>平成22年度 ホームヘルプ 0人、日生具 9人 医療相談会 1回</p>	<p>平成23年4月1日より、難病患者等日常生活用具給付事業に、新たに「整形靴」が追加され、17品目から18品目となった。</p> <p>難病患者居宅生活支援事業については、医療機関等と連携し、制度を難病患者に周知していく。</p>	
91	89	難病団体補助事業	難病対策施策の充実を図るため、難病団体連絡会に加盟している各難病団体が実施する難病患者等の日常生活支援を目的とした医療講演会や医療相談会の経費の補助を行う。	b	継続実施	<p>1 団体助成</p> <p>本市から難病団体連絡会へ補助を行い、難病団体連絡会から加盟団体へ補助金を配分するため、加入者が少ない団体は補助を受けることができない等の課題がある。</p> <p>平成18年度補助金交付額 500,000円</p> <p>平成19年度補助金交付額 500,000円</p> <p>平成20年度補助金交付額 500,000円</p> <p>平成21年度補助金交付額 500,000円</p> <p>平成22年度補助金交付額 500,000円</p>	継続して実施する。	